

第 16 号

令和5年度熊本県電気事業会計補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 令和5年度熊本県電気事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和5年度熊本県電気事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 事業収益	3,865,856千円	728千円	3,866,584千円
第2項 営業外収益	23,217千円	728千円	23,945千円
	支	出	
第1款 事業費	2,541,687千円	△82,806千円	2,458,881千円
第1項 営業費用	2,179,376千円	△82,806千円	2,096,570千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「1,382,850千円」を「1,262,658千円」に、「30,177千円」を「15,887千円」に、「1,087,780千円」を「981,878千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	302,554千円	△37,000千円	265,554千円
第2項 企業債	37,000千円	△37,000千円	0千円
	支	出	
第1款 資本的支出	1,685,404千円	△157,192千円	1,528,212千円
第1項 建設改良費	281,953千円	△157,192千円	124,761千円

（企業債）

第4条 予算第7条に定めた起債の限度額「37,000千円」を「0千円」に改める。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第5条 予算第10条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	484,811千円	△20,415千円	464,396千円

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
企業局所有施設等管理業務	令和6年度 ～令和8年度	千円 23,351
	年次別内訳	
	令和6年度	10,641
	令和7年度	6,355
	令和8年度	6,355
情報処理関連業務	令和6年度	1,170
事務機器等賃借	令和6年度	106

令和6年2月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫